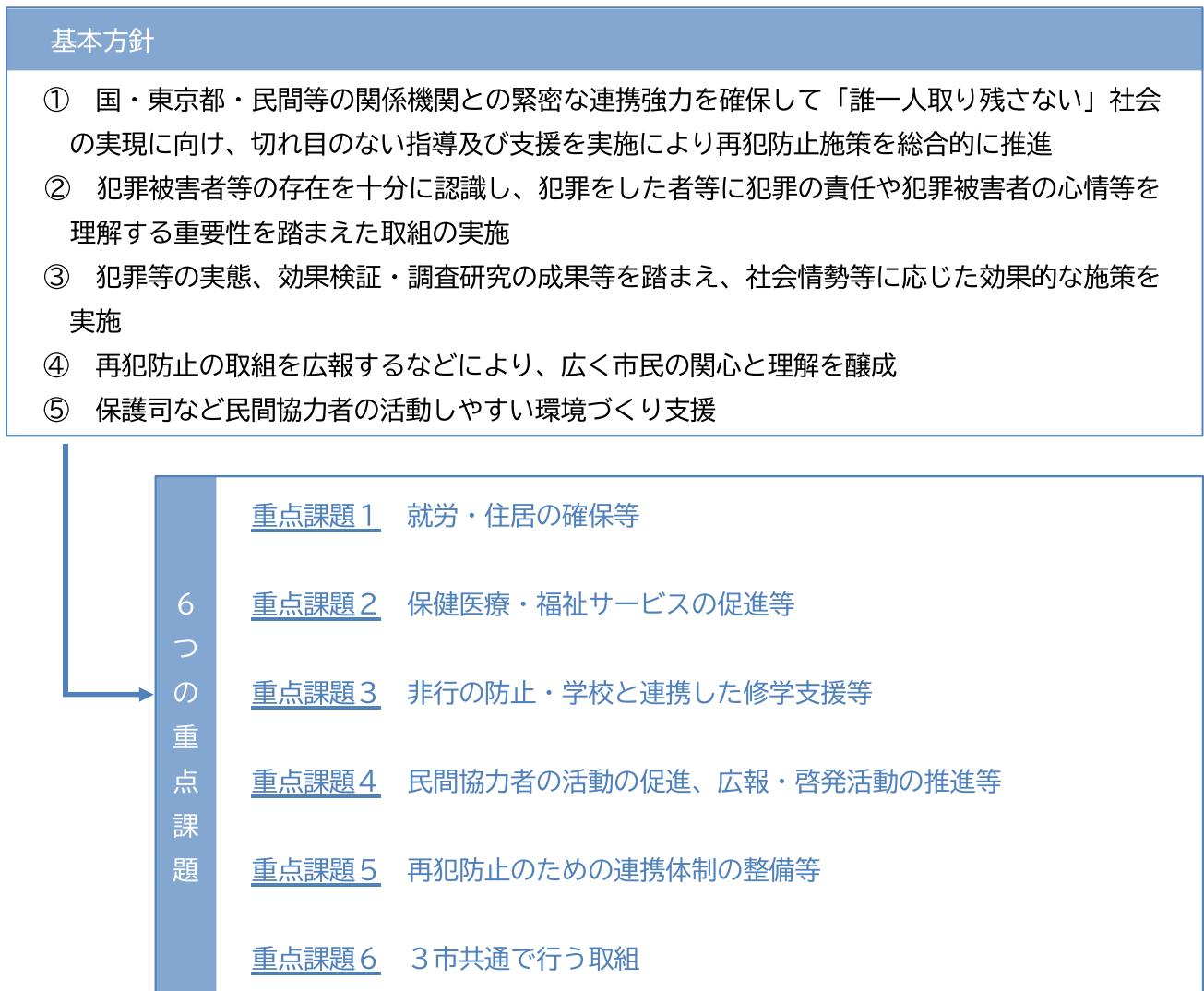


### III 重点課題（項目）と主な取組

#### (1) 計画の体系



## (2) 主な取組

### 重点課題1 就労・住居の確保等

#### [施策]

- (1) 就労の確保等
- (2) 住居の確保等

#### (1) 就労の確保等

##### 【現状と課題】

安定した生活を営むため、就労が重要である事は言うまでもありません。

刑務所に再び入所した者のうち、再犯時に無職であった者は約7割にものぼります。また、仕事に就いていない者（無職者）の再犯率は、仕事に就いている者（有職者）の再犯率と比べても約3倍と高く、安定した就労が再犯リスクを軽減するために必要です。

しかし、犯罪をした者等が求職活動を行うにあたっては、求職スキルが身についていない場合が多いことや、前科等の経歴が就職への困難課題となることが多く、また、就職をしたとしても、基本的なマナーや社会生活を送るうえで必要な対人関係の形成や維持のための能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係がうまく構築できず、または、本人の能力とはミスマッチな職業に従事することから離職に至ってしまう場合があります。

一方、雇用側の支援については、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または、雇用しようとする事業主である「協力雇用主」の登録者数が少ない現状です。また、協力雇用主でありながら、実際には犯罪をした者等の雇用には至っていない企業等も存在しています。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化等を行っています。

##### 【本市の具体的な施策】

###### 一般的な就労に関するもの

###### ○ しごと・くらしサポートステーションの設置 【福祉総務課】

多摩市では、「しごと・くらしサポートステーション」を開設し、就労・心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び助言・就労支援を行います。

###### +α しごと・くらしサポートステーションの事業

###### ■ 自立相談支援事業

相談者の困りごと、不安などを聞き、抱える課題を整理し、解決方法と一緒に考えます。

###### ■ 就労準備支援事業

就労者基本的なコミュニケーション、生活習慣に課題を抱える市民の支援を行います。カウンセリングやボランティア、就労体験など、就労に向けて、あるいは就労に結びつかない

場合でも本人にとっての「自立の第一歩」を目指して支援を行います。

## ■ 就労支援事業

一般就労に向けた支援を希望する方の支援を行います。

### ○ 就業労働相談事業 【経済観光課】

市民の就労機会の拡大を目的に、ハローワーク府中と多摩市が共同して運営する地域職業相談室として「永山ワークプラザ」を設置し、国や都、地域企業と連携して面接会等を実施することで、直接的な就労機会を提供します。

### 障がい者施策の就労に関するもの

#### ○ 障がい者チャレンジ雇用・就労支援事業 【障害福祉課】

多摩市では、障がい者を会計年度任用職員として期間を定めて雇用し、その業務経験を通じて、一般企業等への就職の実現を図り、障がい者の雇用及び就労を促進し、地域社会における自立に寄与します。

#### ○ 障がい者就労支援事業 【障害福祉課】

障がい者の一般就労の機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるように就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

新規就労者の開拓とあわせ、既就労者については、契約内容相談や定期的な訪問等を行うことにより、職場定着の充実を図ります。

#### ○ 障害福祉サービス事業 【障害福祉課】

障害者総合支援法が定めるサービスの総称で、生活能力や仕事のスキルを身に着ける訓練を提供し、利用者のニーズに応じて、自立した日常生活又は社会生活ができるよう訓練や支援を行います。また、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援や、単身での居住に必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や臨時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

利用者の状況に応じて、グループホームへ入居し、共同生活を行いながら社会性などを身に着けることが出来るよう、サービスを提供します。

また、障害福祉サービスに関する利用支援や、利用者に応じた地域以降支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行い、スムーズに地域で安心して暮らしていくよう支援を行います。

### 高齢者施策の就労に関するもの

#### ○ 多摩市シルバー人材センター事業 【高齢支援課】

多摩市シルバー人材センターでは、就業により社会参加を希望する高齢者に対し、様々な就業の機会を提供することにより、高齢者の生きがいや生活における充実感の獲得を図ります。

## (2) 住居の確保等

### 【現状と課題】

地域で安定した生活を営むためには、まず、定住先が確保されていることが重要です。

刑務所等からの満期出所者の4割以上（令和元年法務省「矯正統計年報」より。）が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っています。こうした課題について、法務省の行ったアンケートによると、地域社会に定住先を確保できない要因として、賃貸契約時の連帯保証人の確保が困難なことや出所者の経済基盤がぜい弱なことなどが課題として挙げられています。

政府においても、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム\*の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めているところです。しかし、これらは、一時的な居場所に過ぎないため、更生保護施設等を退所した後は地域に安定した住居を確保していくことが課題となっています。

### 【具体的な施策】

#### ○ しごと・くらしサポートステーションの設置 【福祉総務課】

再掲（P. 6 参照）

#### [+α] しごと・くらしサポートステーションの事業

##### ■ 住居確保給付金事業

経済的に困窮し、住宅を失った又は失うおそれのある方に対し、原則3か月間、家賃相当額（上限あり）を市から住宅の賃主に支給することで、就職に向けた活動及び就労への支援を行います。

対象者に対し、定期的にハローワークに職業相談を行うほか、しごと・くらしサポートステーションの面接等を行い、ハローワークの就労支援ナビゲーターとしごと・くらしサポートステーションの支援員によるチーム支援を行います。

#### ○ 多摩市居住支援相談窓口の設置 【都市計画課】

住宅確保要配慮者を対象に、住替え先を探すための相談や不動産店への同行などの入居時の支援のほか、生活や住まいに関する相談に応じ、様々な面で一体的な支援を行います。

#### ○ 都営住宅への入居促進 【都市計画課】

入居者の決定にあたり、住宅困窮度を点数化して入居者を決定するポイント方式において、高齢者・障がい者・ひとり親世帯などの生活に課題を抱える世帯のポイントを加点し、都営住宅への入居を促進します。

#### ○ シルバーピア（高齢者住宅）事業 【高齢支援課・都市計画課】

市内6か所にあるシルバーピア（日常的に自立する高齢者を対象とした、高齢者の特性に配慮した設備や構造を整備した集合住宅）へ、一定の条件を満たす高齢者に対し、入居者の募集

---

\*自立準備ホーム：刑務所・少年院などを出所（院）した後、帰る住居がない犯罪をした者等が自立できるまでの間の受け入れ先として、ホームレス支援団体などのあらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所。

を行います。シルバービアには、生活協力員を常駐させ、入居者の「良き隣人」となり、相談相手・理解者として支援を行います。

多摩市のシルバービアでは、センサーを用いた異常感知システムを使用しており、異変を察知した場合生活協力員が常駐する団らん室に異常が通報され、すぐに駆け付けられるような仕組みづくりを行っており、入居者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう様々な支援を行います。

○ 障害福祉サービス事業 【障害福祉課】

再掲 (P. 7 参照)